

大分市開発行為の許可の基準に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）の規定に基づき、開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

（技術的細目に係る制限の強化又は緩和）

第3条 法第33条第3項の規定により条例で定める技術的細目に係る制限の強化又は緩和は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第29条の2第1項第5号口の規定により、設置すべき公園、緑地又は広場の1箇所当たりの面積の最低限度は、300平方メートルとする。
- (2) 政令第29条の2第2項第3号イの規定により、開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に法第29条第1項又は法第35条の2第1項の許可を申請している者については、第3条の規定は、適用しない。